

第 72 回 小松市都市計画審議会 < 議事要旨 >

開催日時	平成 28 年 10 月 17 日(月) 14:00 ～ 15:30
開催場所	小松市役所 低層棟 3 階 議会説明者控室
出席委員	和田衛委員、高見健次郎委員、西沢耕一委員、馬場先恵子委員、吉村範明委員、宮田正弘委員、北川辰夫委員、千歩真理子委員、前田弥生委員、梶田敦子委員 (出席委員/10 名)
欠席委員	森俊偉委員、梅田利和委員 (欠席委員/2 名)
事務局	(事務局/8 名)

<p>1. 開会 事務局</p> <p>部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ今より、第 72 回小松市都市計画審議会を開催いたします。本日の審議会には、委員数 12 名のうち 10 名のご出席です。小松市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項に基づき、委員の半数以上のご出席がありますので本日の審議会は成立していただきますことをご報告します。 それでは、開会にあたり都市創造部長より挨拶申し上げます。 <p>(挨拶)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 また、日頃から小松市の都市計画情勢にご理解ご協力をいただき重ねてお礼を申し上げます。 北陸新幹線の事業につきまして、市内における用地買収の状況でございますが、9 月末現在、88.24%ということで、順次進めてきておりまして平成 28 年度末の用地買収完了に向け鋭意努めているところでございます。 また、高架橋の工事等につきましても発注が順次進められております。小松管内 13.6km を 5 つの工区に分けて、順次、施工業者も決まりつつあります。 また、その他にうれしいご報告があります。2016 年のアジア都市景観賞を受賞することが 9 月 20 日の時点で決まりまして、10 月 30 日に中国の銀川市で授賞式がとり行われます。これを機会に「NEXT 10 年ビジョン」の都市像にあります国際都市こまつを推進してまいりたいと考えております。 また、昨日、安宅の関で市川海老蔵さんによる勸進帳特別公演が、多くの観客を魅了して行われました。安宅の関が全国に発信され、歌舞伎の町こまつが大きく PR されたのではないかと感じております。
--------------------------------	---

	<p>本日の審議会では、都市計画道路北国街道線の都市計画決定の他6件について審議していただくことになっております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、慎重なる審議をしていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>和田会長におかれましては、今月をもって小松商工会議所会頭の職を辞されると聞いております。同時に審議会の会長職もお辞めになられることとなります。5年以上と長きにわたり、小松市の都市計画審議会の会長として、本会をとりまとめていただき、その間多くの重要な都市計画案件を決定していただくことができました。</p> <p>この場をお借りしまして多大なる功績に深く感謝し、厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。</p> <p>以上で挨拶に代えさせていただきますが、本日もどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ありがとうございました。次にまちデザイン第1課長より報告があります。</p>
<p>課 長</p>	<p>お疲れ様です。今ほど部長からありましたうれしいご報告ということで、お手元の資料を用意させていただきました。</p> <p>「小松駅周辺整備事業～こまつのだ、サイエンスヒルズこまつ～」が、今年2016年アジア都市景観賞受賞の内諾をいただきました。</p> <p>アジア都市景観賞というのは、アジアの優れた都市景観ということで、人が住むことに対してのやさしさ、安全などの都市の機能性も含めた景観に配慮してあるもので、非常に優秀な賞をいただいたと大変うれしく思っております。</p> <p>今回、日本国内で4件いただいたとのこと。ちなみに小松市の他に、愛媛県の松山市、北海道の上川郡東川町、大分県の玖珠町ということで他にも中国、韓国、ミャンマー等全部で15件受賞の中に小松市が選ばれたということになります。</p> <p>この賞の主催が国連であり、国連にも認められたということで、今後、アジアのまちづくりを小松市でも進めていきたいと考えております。</p> <p>高く評価された点は、地元企業の積極性、まちづくりを駅周辺で進めていくこと、これを機会に東アジア諸国との都市間交流も期待されるということで、受賞することに内定されました。</p> <p>10月30日には、市長が出席して受賞することになっております。今後も、景観につきましては、まちなみ景観賞も含めて進めていきたいと考えております。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ありがとうございました。次に委員の交代および前回の審議会の経過報告をいたします。</p>

<p>会 長</p> <p>2. 審議事項</p> <p>事 務 局</p>	<p>委員の交代について報告いたします。平成 28 年 4 月 1 日付けで役職交代に伴う審議会委員の変更がございます。</p> <p>本来ならば速やかに委嘱をお願いすべきでありましたが、遅れましたことお詫び申し上げます。</p> <p>新たに委員になられた方をご紹介します。石川県南加賀土木総合事務所長 宮田正弘様です。続きまして、小松市校下女性協議会会長 千歩真理子様です。続きまして、小松市国際交流協会会長 前田弥生様です。</p> <p>なお、新たに委員になられました 3 名の方には、お手元に委嘱状を配らせていただいております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日も都合によりご欠席となりますが、小松市議会議長 梅田利和様も新たに委員となられましたのでご報告いたします。</p> <p>また、金沢工業大学教授の森委員はご都合によりご欠席となっております。</p> <p>続きまして、前回、平成 28 年 2 月 16 日開催の第 71 回審議会の結果についてご報告いたします。議案第 2 号 小松都市計画道路の変更について（石川県決定）都市計画道路 下ノ江高堂線の新規決定、議案第 3 号 小松都市計画道路の変更について（小松市決定）都市計画道路 山口大島線の廃止につきましては、ともに平成 28 年 3 月 1 日に決定告示となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、審議に入りたいと思います。これからの審議の進行については、小松市都市計画審議会運営要領の第 1 条第 1 項によりまして、会長が議長となることとなっておりますので、和田会長よろしくお願いたします。</p> <p>都市計画審議会の委員の皆様には、本日は、ご多忙の中、審議会に出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>それでは、審議に入ります前に、審議会の議事録の署名について、指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （異議なし）</p> <p>宮田委員と梶田委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の審議会の議案について、事務局から説明いたします。</p> <p>・ 議案第 1 号 小松都市計画道路の変更について（石川県決定） <事務局より議案説明></p> <p>・ 議案第 1 号小松都市計画道路の変更国道線と北国街道線について説</p>
--	--

明します。

国道線は、現在の国道 305 号にあたりまして、小松市街地を中心としました南加賀地域の物流や生活を支える主要な道路となっており、災害時には第一次緊急輸送道路として位置づけられた主要幹線道路であります。

昭和 40 年に都市計画決定され、標準幅員 20m、延長 12,060m の 4 車線道路となっております。今回の変更内容は、能美市に近い長田南交差点について付加車線を追加するもので、変更延長は約 380m、幅員は 20m から 22m と 2m 拡幅することになります。

長田南交差点は、国道 305 号と小松インターと加賀産業道路を結ぶ主要地方道寺畠小松線との交差点になり、周辺にはイオンやドンキホーテなどの大型の商業施設があります。

都市計画区域としましては、市街化区域と市街化調整区域の境界となっており、市街化区域の用途は準工業地域となっております。

長田南交差点は、朝夕の通勤時間を中心に慢性的な渋滞が発生しておりまして、特に福井から金沢に向かう方向で毎朝 1,500m 近い渋滞が発生しております。

今回の変更は、渋滞を解消する目的で、長田南交差点部への進入車線について現状、左折直進車線と右折車線の 2 車線であるものに直進車線を追加して 3 車線にすることで渋滞の解消を図るものです。これにより交差点部の幅員が 20m から 2m 拡幅し、22m になります。海側のみで 2m 拡幅した理由は、建物補償の関係から影響が少ない方を選んだためです。

今までの経緯と今後の予定ですが、平成 28 年 1 月 13 日の交差点拡幅計画の商業施設関係者への説明会を皮切りに計 5 回の地元説明会及び個別説明会を行っておりまして、関係者からは概ね了承という回答をもらっています。

9 月 27 日から 10 月 11 日の間、都市計画の縦覧を行いまして、意見書の提出はありませんでした。本日の小松市都市計画審議会を開催しまして、小松市の意見聴取を行い石川県へ回答します。

この後は、11 月 2 日開催予定の石川県都市計画審議会にて承認された上、11 月中旬に決定告示する予定となっております。

続きまして、北国街道線は、小松市中心街を通る北国街道の一部として古くから市街地の骨格を成す道路であり、沿線にはこまつ町家により歴史ある街路空間が形成されています。該当区間については、小松市全体の認定されている町家 123 軒のうち 22 軒が存在しており、密集度としてもかなり高いものとなっております。

変更の内容は、延長 660m、標準幅員は現道と同じ 10.9m で都市計画決定するものです。

今回の変更決定区間は、京町交差点から末広交差点までの 660m

であり、北側 430m は市道、レンガ通りより南側 230m は、県道小松鶴来線となりますので、小松市と石川県で一体的に事業を進めることとなります。

今回の都市計画決定の発端となりました北国街道沿線のまちづくりについて説明します。当初、都市計画道路上小松符津線として幅員 15m で都市計画決定されておりましたが、平成 22 年に都市計画道路の廃止を行っております。理由としましては、道路を拡幅して行う整備は、既存建築物への影響が大きく、小松らしいまちなみの喪失が懸念されたことと、交通量から現道で交通能力が確保されていたことによります。

また、同平成 22 年に小松市景観条例・小松市景観計画が施行され、当該沿線が北国街道沿いの曳山八町を中心とした伝統的な景観形成を特に誘導する「伝統的景観重点地区」に指定されました。

これを受けて、平成 26 年 2 月に地元住民、石川県、小松市による「龍助町・西町北国街道まちなみ協議会」が設立され、北国街道の歴史的たたずまいを残し、安全で快適な歩行空間の確保、町並み景観の向上、防災性の向上を図っていくことになりました。

この目標に向かい、協議会として建物を壊さない現道幅において歩車道分離、無電柱化の整備ができないか検討してきました。

また、「龍助町・西町北国街道まちづくり計画」を策定し、まちづくり協定で沿線の建物景観を誘導していこうとするもので、平成 28 年 8 月に小松市景観まちづくり審議会において了承され、今後、手続きを経て年内には、「景観まちづくり重点地区」に指定して協定の発効を行う予定としています。

無電柱化についてですが、北国街道の景観の向上を図ることを目的に計画しております。電柱及び電線を地中化するものですが、現道幅による整備のため歩道幅が 2m 以下と狭く、歩道上に地上機器を配置できないため、駐車場や空き地を利用した地上機器の集中配置を計画しています。

クランク部の拡幅についてですが、北国街道は、江戸時代、前田利常公により整備された道路であり、都市防衛の目的から西町と龍助町の間クランク部が存在しております。

クランク部について、歩車道分離をすることにより大型車同士のすれ違いが困難になりますので、本来なら大幅に改善するのが理想ですが、このクランク形状が、まちなみの一部になっておりますので、南側の一部を拡幅し、通常 10.9m の幅員を 16m にすることで、大型車のすれ違いを確保する計画としています。

南側を拡幅した理由は、北側拡幅南側拡幅ともに補償物件の数が同じこと、また、当初都市計画決定時、南側を拡幅する計画であったことから地元の方の混乱を避けるためです。

今までの経緯と今後の予定ですが、平成 28 年 4 月 28 日に事業内

	<p>容と整備目的について沿線地元説明会を開催しております。クランク部の線形が決定した8月からクランク部の沿線地元説明と個別説明を計4回行っております。今後は、国道線と同じスケジュールで手続きを進めていく予定となっております。</p>
<p>委員</p>	<p>(意見、質問及び事務局回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道線の渋滞は福井から金沢方面で起きているという説明でしたが、拡幅するのはドンキホーテ側の金沢から福井方面だけでしょうか。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明不足で申し訳ありませんでしたが、拡幅は福井から金沢方面、金沢から福井方面の両方面で行います。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北国街道線について変更するのは、無電柱化とクランク部の2点でよろしいか。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・もう1点ありまして、歩車道境界に縁石を入れて、車道と歩道を分離することで安全性の確保を図る予定としています。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集中配置による地上機の設置場所は決まっているのですか。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸電力が計画したものを石川県と小松市が協議して地元と調整していくこととなりますが、現在、北陸電力が計画した駐車場がありまして、石川県と小松市が地権者と調整している状況です。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国道線の渋滞は、信号時間の間隔も影響しているのではないだろうか。道路を整備しても、信号時間の間隔で渋滞になっては意味がないので、公安委員会と十分に調整していただきたい。また、北国街道のクランク部分はウインカーを出した方がよいのだろうか。今回の変更とは直接関係ありませんが、事故につながる懸念もあるため検討をお願いします。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クランクの形状は、公安委員会とも協議しています。横断歩道の位置や路面標示についても公安委員会と協議しておりますが、現地がこのような形になった時に、最終的に公安委員会と協議して決定したいと考えています。
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クランクの部分と無電柱化の工事が完成するまでにどのくらい時間がかかるのか。また、工事中の交通規制はどうなるのか教えていただきたい。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主要道路でありますので基本的に片側交互通行で工事することを考えています。また、平成28年度から平成32年度までの5年間で行う事業予定としています。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区の無電柱化が進んだら、他地区で無電柱化を行う計画はある

事務局	<p>のですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一度に複数の地区で無電柱化を行うことはできませんので、本地区の目途がいたら、他地区も無電柱化を進めていく計画はありますが、現時点で次はどの地区で行うというのは決めておりません。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 北国街道線は、歩道ができて歩行者は安全になりますが、自転車は車道を走行することになるので、今より危険になるのではないですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 現道幅員が 10.9m で、1.95m ずつ歩道を確保しますので、車道を走行する自転車について今より安全になるかと言われると正直難しいところであります。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 芦城校下であり近くに小学校もあるため学童の安全を考えていただきたい。
部長	<ul style="list-style-type: none"> 芦城校下の小学校と中学校で通学路を指定しておりまして、裏側に大文字町や八日市町などがあり小松高校の方も裏側を通る方もおり町の中を利用してもらっています。我々としては、北国街道を歩いて見てもらうことを含めて安全性を高めていきたいと考えています。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 地権者に説明し、概ね了承を得ていると思いますが、全ての意見聴取が終わって地権者が納得しているということによろしいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> そう考えております。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定していく上で、後になって地権者の方から苦情が出ないようお願いします。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 議案第 1 号について、原案どおり承認することに異議はありませんか。 (異議なし) それでは異議なしということで、本件については原案どおり承認させていただきます。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 議案第 2 号 小松都市計画道路の変更について (小松市決定) <事務局より議案説明> 議案第 2 号小松都市計画道路の変更小松駅東通り 1 号線について説明します。 小松駅東通り 1 号線は、旧国道 8 号と主要地方道金沢美川小松線を結ぶ延長 560m 幅員 22m の道路であり、本道路の特徴として小松駅の東口広場を含んでおり、平成 4 年 1 月 21 日に都市計画決定しています。 小松駅新幹線駅舎の用地に広場の一部がかかるため、広場の面積を約 6,300m² から 6,000m² に変更するもので、変更理由は、新幹線

<p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>駅舎について広場及び在来線駅舎との離隔が必要になったため あります。</p> <p>平成5年時点では、新幹線駅舎と広場及び新幹線駅舎と在来線 駅舎との離隔がありませんでしたが、新幹線工事を行っている鉄道運 輸機構において、平成26年10月に北陸新幹線（金沢・敦賀）駅・ 停車場設計指針が制定され、この指針の中で新幹線駅舎の保守管理 や上下水道管を埋設するため、新幹線駅舎と在来線駅舎及び新幹線 駅舎と広場に離隔が必要になったものです。なお、広場の面積が減 になっても、現在のタクシープールや駐車場の台数は概ね確保でき ることを確認しております。</p> <p>経緯と今後の予定ですが、9月30日から10月14日まで都市計画 案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。本日 の小松市都市計画審議会承認いただければ11月下旬には、決定 告示を行う予定であります。</p> <p>また、今後、鉄道運輸機構によって、新幹線小松駅の駅舎デザ インの設計を行う予定でありまして、駅舎のデザインに併せて小松駅 の東西広場についても一体的にレイアウトを再検討する予定とし ております。</p> <p>(意見、質問及び事務局回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見、質問なし <ul style="list-style-type: none"> ・議案第2号について、原案どおり承認することに異議はありません か。 <p>(異議なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは異議なしということで、本件については原案どおり承認さ せて頂きます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第3号 小松都市計画高度利用地区の変更について (小松市決定) ・ 議案第4号 小松都市計画市街地再開発促進区域の変更について (小松市決定) <p><事務局より議案説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第3号小松都市計画高度利用地区の変更、議案第4号小松都市 計画市街地再開発促進区域の変更について説明します。 <p>高度利用地区及び市街地再開発促進区域は、現在工事中の小松駅 南ブロック複合施設に隣接する市営立体駐車場の場所になりまし て、昭和53年に都市計画決定する前は、老朽化した低層木造建築物 が並ぶとともに道路幅も狭く、早急な整備が望まれていました。</p> <p>市街地再開発事業により当該地区に小松駅前第3ビルを施工する ため、高度利用地区や市街地再開発促進区域として都市計画決定し</p>
-------------------------	---

	<p>ましたが、今回廃止したいと考えております。</p> <p>廃止の理由であります、(仮称)小松駅南ブロック複合施設が今年より工事着手しており、当該地区を含めた小松駅南ブロックの活用方法が具体化されました。</p> <p>その中で、引き続き市営立体駐車場として利用することが決定し、また、本地区の用途地域が、駐車場として利用する容積率や建ぺい率などの条件を満足することから、高度利用地区や市街地再開発促進区域を指定する理由がなくなるため廃止するものです。</p> <p>経緯と今後の予定ですが、9月30日から10月14日まで都市計画案の縦覧を行いました、意見書の提出はありませんでした。本日の小松市都市計画審議会承認いただければ11月上旬には、決定告示を行う予定であります。</p>
委 事 会	<p>員 務 局</p> <p>(議案第3号に関する意見、質問及び事務局回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地区以外に高度利用地区に指定されている地区はないのですか。 ・本地区以外にありません。 <p>会 長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第3号について、原案どおり承認することに異議はありませんか。 <p>(異議なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは異議なしということで、本件については原案どおり承認させていただきます。
委 事 会	<p>員 務 局</p> <p>(議案第4号に関する意見、質問及び事務局回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発促進区域に指定したメリットや廃止した場合のデメリットはないのですか。 ・市街地再開発促進区域に指定する前は、低層の老朽化した木造建築物が多数存在した地域でありましたが、市街地で駅から近い立地であることから、都市化に向けて有効活用する計画がありました。面的な整備するために、市街地再開発促進事業が望まれたことから、当時、市街地再開発促進区域に指定しました。 <p>現在は、市営立体駐車場であります、小松駅前第3ビルを施行した時点で、市街地再開発促進区域の目的は、ある程度満足しており、今後も当該地区を駐車場として活用することから廃止しても問題ないと考えています。</p> <p>委 事 会</p> <p>員 務 局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有権は市で買い取っているのですか。 ・市で買い取っています。 <p>会 長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第4号について、原案どおり承認することに異議はありませんか。 <p>(異議なし)</p>

事 務 局

・それでは異議なしということで、本件については原案どおり承認させていただきます。

・ **議案第 5 号 小松都市計画地区計画の変更について**
(小松市決定)

＜事務局より議案説明＞

・ 議案第 5 号小松都市計画地区計画の変更について説明します。

地区計画とは、安全で快適な魅力あるまちづくりを推進するため、建築物等の用途を制限したり、建物の屋根や外壁などの形状・色彩等を定めることで、地区の特色を活かすものと定義されており、小松市には全部で 11 地区の地区計画がありますが、今回内容を変更する地区は 4 地区となります。

国の法律であります「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」の改正により、地区計画の内容が変更になります。

客にダンスのみをさせるダンス教室は、風営法から除外されます。また、客にダンスをさせ、飲食させるナイトクラブいわゆるディスコは、暗いものだけを風営法で制限し、明るいものは風営法から除外されます。明るい暗いの定義は 10 ルクスとされており、10 ルクスは映画館の上映前の明るさと同程度とされています。上記の改正に伴い、改正前は大きく分けて 8 種類であったものが、改正後は 5 種類に変更になります。

小松駅東地区地区計画については、建築物等の用途の制限で、建築してはならない建築物を明示してありまして、この部分が、今回変更することになります。なお、4 地区全て、風営法の改正に伴い文言の変更はありますが、建築してはならない建築物そのものに変更があるわけではありません。

本地区では、改正前は風営法第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号の低照度飲食店や区画席飲食店を規制してありました。改正後は、号ずれによりそれぞれ第 2 号、第 3 号に変更となりますので、その変更を反映させたものになります。また、風営法第 2 条第 6 項第 1 号から第 6 号を第 2 条第 6 項各号に変更しておりますが、これは今回のような号ずれが伴う風営法の改正があった時に地区計画の変更が生じないように石川県からの指摘を反映したものであります。

なお、小松駅前大通り商店街地区地区計画、小松駅西地区地区計画については、駅東地区と同様な変更になります。

下牧町一丁目地区地区計画については、町内会長に説明した際、風営法の改正にかかわらず、以前規制していた建築物は、引き続き規制してもらいたいとのご意見がありましたので、ご意見を反映した変更にしてあります。

経緯と今後の予定ですが、6 月 30 日から 7 月 19 日に関係する町内会長に変更内容を説明し了承を得ています。7 月 25 日から 8 月 8

	<p>日まで計画原案の縦覧を行いまして、意見書の提出はありませんでした。また、9月30日から10月14日まで都市計画案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はありませんでした。本日の小松市都市計画審議会で承認いただければ11月下旬には、決定告示を行う予定であります。</p>
<p>会 長</p>	<p>(意見、質問及び事務局回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下牧町一丁目地区の規制も駅東地区や駅西地区と同一の基準で変更するということですか。
<p>事 務 局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの規制するものに変わりはありません。今回の変更は、風営法の改正に伴う文言の変更ということになります。
<p>委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小松駅東地区の住民の方は、風営法から除外されたものを建築して問題ないと判断されたのですか。
<p>事 務 局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小松駅東地区等においては、今回の風営法から除外された建築物は、改正前から建築しても良い建築物でありました。
<p>委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域により排除したい建築物が出てきたら、地区計画以外のまちづくり協定なども加わってくると思いますので検討をお願いします。
<p>会 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第5号について、原案どおり承認することに異議はありませんか。 <p>(異議なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは異議なしということで、本件については原案どおり承認させていただきます。
<p>事 務 局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第6号 小松都市計画公園の変更について (小松市決定) <ul style="list-style-type: none"> ＜事務局より議案説明＞ ・議案第6号小松都市計画公園の変更について説明します。 <p>南部ふれあい公園は、小松市南部 JR 栗津駅の南側にあります矢田野町と下栗津町の境に整備されております。公園の面積は3.2haでありまして、平成14年に計画決定され、平成19年に公園の供用を開始しております。通称さわ池ふれあいパークと呼ばれ地域住民の憩いの場となっております。</p> <p>本公園内に新幹線の整備ルートが設定され、公園の東部にある駐車場の付近について公園の面積から削除することになりました。</p> <p>公園の概要ですが、面積は3.2haありまして公園には、グラウンド、テニスコート、芝生の公園もあります。また、東部と南部に来園者用の駐車場も完備しておりまして、この駐車場は公園内の雨水調整池の役割も果たしております。</p> <p>今回、新幹線のルートが設定され、東側の雨水調整池の機能54m3</p>

<p>委員 事務局</p> <p>委員</p> <p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>分、駐車場 17 台分、照明灯 3 基分の機能が喪失しますので、東側の土地で機能回復する予定としています。</p> <p>ただし、駐車場 17 台分については、東側の土地だけで機能回復することが難しいため、南側の駐車場に追加して機能回復を行う予定になっています。なお、詳細設計につきましては、来年度以降に行う予定であり、現時点ではあくまで予定となっています。</p> <p>経緯と今後の予定ですが、平成 26 年 11 月 4 日に、北陸新幹線のルートが決まったことによる事業概要の地元説明を行っております。また、11 月 19 日に公園の利用状況と機能回復について地元説明を行っており、概ね了承という回答をもらっています。平成 28 年 9 月 14 日から 9 月 28 日まで縦覧を行いまして、意見書の提出はありませんでした。本日の小松市都市計画審議会で承認いただければ 11 月下旬には、決定告示を行う予定であります。</p> <p>(意見、質問及び事務局回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東側の駐車場のところが丸くなっているのはなぜですか。 ・ 車両が入るための道路線形で丸くなっています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済建設常任委員会、本会議でも議論しましたが、この地域は以前冠水した地域であり、調整池の機能回復を含めた事業でありますので、冠水がないような対策をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 6 号について、原案どおり承認することに異議はありませんか。 <p>(異議なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは異議なしということで、本件については原案どおり承認させていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 件の審議が終わりましたので、以上で本日の会議を終わります。審議をいただきありがとうございました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長ありがとうございました。以上をもちまして、第 72 回小松市都市計画審議会を終わります。
--	---